

2021年5月10日

2021年6月22日 更新

三岐鉄道株式会社 鉄道部

新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
鉄道の定期券（通勤・通学）払戻について  
**※この取扱は7月31日をもって終了いたします**

新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、一部地域に対して緊急事態宣言が発令されました。外出自粛のため通勤・通学を取り止める場合、以下の条件すべてに該当されるお客様は、緊急事態宣言の期間終了後のお申し出であっても、5月11日以降最後にご使用頂いた日を最終使用日とみなし手数料（220円）を頂いた上で、当社規定により1ヶ月単位での払戻をさせていただきます。

※未使用の場合も含め最終使用日が5月11日以前であっても、5月11日を最終使用日とみなします。

●取扱期間

2021年5月12日から **2021年7月31日まで**

●条 件

- ① 緊急事態宣言に伴い外出を自粛される場合
- ② 券面表示区間に緊急事態措置対象県の駅が含まれる **連絡定期券（通勤・通学）のみ**  
2021年5月12日時点の緊急事態措置対象県の駅は、  
近鉄弥富、佐古木、富吉、近鉄蟹江、戸田、伏屋、近鉄八田、烏森、黄金、米野、  
近鉄名古屋
- ③ 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む
- ④ 最終使用日の翌日から有効期間が1ヶ月以上残っている、または、最終使用日が有効期間開始から7日以内であって払戻額がある場合（払戻の際、最終使用日を確認させていただきます）

例）2/1～7/31の連絡定期券を5/15に窓口へ持参し、最終使用日が5/15の場合、5/15を払戻日とし4ヶ月使用の取り扱いをさせていただきます

本取扱いを変更・終了する場合は、当社ホームページにてお知らせ致しますので、今後の情報にご注意下さい。

以 上